

## ■ 安全普及啓発活動等の充実に向けて

P T A・青少年共済団体共済法第10条第1項では、共済契約者や加入者保護の観点から、共済団体が共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならないとしています。これは、共済事業以外を行う場合に、その事業の結果が共済事業に影響を与えないようにとの配慮から規定されているものです。また、同条第2項青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業（以下、「安全普及啓発活動等」という。）については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができるとしています。

両者は、一見すると矛盾しているかのような規定ではありますが、共済事業が災害が発生した後にその経済的損失を補償するものであるのに対して、安全普及啓発活動等は災害を未然に防ぐ取り組み（共済金支払を減らす取り組み）です。区分経理を要請している制度共済や

同様の保険業と比較すると、例外的に共済会計での実施することを認めているものです。

制度共済として施行されて4年目を経過しているわけではありますが、最近、児童生徒等の数は減少しているのに、災害発生や共済金支払の請求件数は増加しているとの状況をお聞きします。共済事業に関する情報に関して様々な周知徹底が図られているなか、共済制度の認知度が高まったことによって、制度を利用する者が増加しているとも思われます。災害は発生しない方が良く、発生したとしても被害が最小限であって欲しいものです。児童生徒等をめぐっては、自然災害だけでなく、様々な犯罪に巻き込まれる事案も発生しています。

安全普及啓発活動は、本法成立の前から各都道府県の団体において見舞金給付事業とともに実施されてきているものですが、法でも認められたこの制度を積極的に活用して、災害の未然防止に努めたいところです。安全普及啓発活動等は、毎事業年度開始前に、必要な書類をそろえて行政庁への届出が必要です。

本年2月に開催する予定の団体向け研修会においては、各団体の安全普及啓発活動等の取り組み事例について紹介するとともに、手続き上の留意点等を説明する予定です。情報提供も合わせてお願いいたします。

（安全普及啓発活動等の実施例）

A E Dの購入やその講習会、安全に関する講習会及びパンフレットの作成、児童の通学路の安全確保に関する活動に対する助成等児童生徒等の安全確保や災害の未然防止等に関するものが該当します。

※ 就学奨励費や、使途を限定しない他団体への助成等は、共済会計から支出できません。

（手続き上の留意点）

毎事業年度開始前に、必要な書類をそろえて行政庁への届出が必要。移行法人の場合で、共済事業を実施事業等としている法人は、公益目的支出計画との関係等で行政庁との調整必要の場合もあるので注意が必要です。

## ■ F A Q Q 1：認定こども園を共済事業の補償対象とすることはできますか。

A 1：認定こども園には、①幼保連携型、②幼稚園型、③保育所型、④地方裁量型の4タイプがあります。共済事業の対象としては、法第2条第1項に規定の学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く））に在籍する児童生徒等の他、学校管理下の共済事業を実施している団体は、法第4条第4項に定める保育所又は地方裁量型認定こども園（これらを「隣接保育所等」と表記）を対象にすることができます。①②は法第2条に規定の学校に含まれ、③④は法第4条第4項で規定されているため、いずれにしても認定こども園を補償対象とすることは可能です。なお、子ども子育て支援法の整備法（平成24年法律第67号）によって、P T A・青少年教育団体共済法の一部改正がなされ、法第2条第1項に幼保連携型認定こども園が明記されます。（平成27年10月1日施行）

Q 2：当法人では、共済規程において、毎年度末に剰余金の5分の1を準備金として積み立てることであります。今年度においては、共済会計は剰余金があったものの、法人全体では収支マイナスになっています。この場合は準備金への積立は、必要でしょうか。

A 2：法人全体として赤字になっていても、共済会計において剰余金が発生しているのであれば、その5分の1を準備金として積み立てることが必要です。準備金は、共済事業における不足金の補てんに備えるために必要なものです。また、区分経理の考え方からも、共済事業以外の事業が共済事業に影響しないようにとの趣旨から区分して経理することになっています。

## ■ お知らせ

・年度内に、役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談ください。認可申請に向けた研修会も対応いたします。是非御相談下さい。

・毎年実施している「共済事業の実施状況に関する調査について」の依頼を都道府県教育委員会宛に行っておりまして、御協力ありがとうございました。P T Aや互助会などが行う共済や保険事業について、全般的な把握に努めております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次号の発行は、  
1月下旬。



共済事業認可を御検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会の御担当者様、御相談がありましたら、お気軽にP T A等共済室まで御連絡ください。一緒に解決していきましょう！

## ■ 共済団体のご紹介

### 一般財団法人岩手県学校安全互助会（共済事業開始：平成25年4月）

PTA共済法による共済事業がスタートしてから、来年3月末で2年が経過します。今のところ順調に進めています。

私どもは、今後、共済事業の見直し等を行う際の参考とするため、4月にアンケートを実施しました。保育所から高等専門学校までの共済契約校1,100校を対象とし、支払件数の多い入院共済金と通院共済金について意見を伺いました。840校余り（77.8%）の回答があり、結果として、入院共済金、通院共済金ともに、掛金も共済金も現行のままで継続して欲しいとの回答が、70%を超えておりました。このアンケート結果については、10月に開催した理事会で概要を報告しましたが、学校現場において事業内容が良く理解され、適切に運用されていることに、理事の皆様も安心しておりました。

自由に意見を書ける「その他」欄には、要望事項等の記載があり、担当者の想いが伝わってきました。その想いを真摯に受け止め、改善を要する事項等は、今後順次対応していきたいと考えております。今般は学校現場の声を聴くことができ、良かったと思っています。

久しく行っていなかったアンケートを実施したことが、例年と異なったことから、それについて紹介させていただきました。（事務局長：佐藤進）

### 公益財団法人富山県PTA親子安全会（共済事業開始：平成25年4月）

平成25年3月に公益財団法人の認可を得て、2年目になります。7月には、公益財団法人になって初めて県の立入検査を受けました。当日は、文科省の吉谷正係長さんにも立ち合っただき、共済事業を監督する立場から、法に基づく共済事業の運営の在り方について丁寧にご指導いただきました。

本会では、共済金給付の他に、PTA活動中の災害事故の発生を予防し、事故が発生しても被害が最小限になるように安全教育研修会を実施しております。また、共済事業について説明する時間を設けることで、会員の方々が本会に対する理解を深め、安心してPTA活動に取り組んでいただけるように努めております。

その他の公益目的事業として、就学奨励金の給付を行っております。これは学校長推薦で、経済的に苦しい中で学習やクラブ活動等を頑張っている児童・生徒さんに奨励金を給付するものです。

今後も、本会の掲げる会員相互扶助の精神のもと、「安心があるとPTA活動はもっと楽しい」と思っただけのように、共済事業のさらなる充実と継続に取り組んでいきたいと思っております。

来年3月には北陸新幹線が開業し、富山・東京間がわずか2時間になります。開業が待ち遠しいこの頃です。（事務局長：長谷川 洋子）



左：鞍田さん 右：長谷川事務局長

### PTA等共済室

□12月10日（水）一般財団法人福岡県高等学校安全振興会立入検査  
（福岡県教育庁に同行）

□12月19日（金）一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会コンプライアンス研修会

## ■ 平成26年度第2回PTA・青少年教育団体共済法研修会の開催について

平成26年12月12日（金）付け事務連絡において標記研修会の開催についてお知らせいたしました。

・自治体向け研修会平成27年2月12日（木）13：00～17：00（受付開始12：30）

・団体向け研修会 平成27年2月13日（金）13：00～17：00（受付開始12：30）

申込締切は、平成27年1月23日（金）となっております。

事例発表や意見交換等の場も設ける予定ですので、この機会を是非活用して、積極的に参加者同士の交流を図り業務に活かしていただければと思います。また、研修内容についての御意見や御要望も承っております。

なお、認可済共済団体や自治体の皆さまに対しては、立入検査や安全普及啓発活動等の実施概要等の御報告も御願っております。参加者で情報共有したいと考えていますので御協力を御願いたします。

## ■ 編集後記

昨年末にインフルエンザにかかり、本誌の編集も終わらないまま職場を休むことになり、そのまま年末年始休暇に入ってしまった。本誌の発行が遅れましたことをまずもってお詫びいたします。

新年を迎えてしまいましたが、昨年中は大変お世話になりました。今年もどうぞよろしく願いいたします。

一年の計は元旦にあり、「珠玉」という言葉を元旦の日にふと目にし、その「玉」から思い出した言葉を今年1年間の抱負にしたいと思っています。「玉磨かざれば光なし」

美しいもの、すぐれたもの、尊いものたえとして「珠玉」という言葉が使われますが、その玉も「玉磨かざれば光なし」です。

この言葉は、私が高校合格の際に、今はもう亡くなった祖父からもらったお祝いの手紙に書かれた言葉で、80数歳ながらも力のこもった丁寧な字で書かれていたことを今でも覚えています。光するためには磨きが必要、努力を怠るなという意味と理解して胸に刻んできました。

玉は一度磨きをかけたとしても、そのまま放置し、しばらくするとさびて、その光は鈍くなるものです。今年は、この言葉を再度胸に刻みなおして、努力を怠らず仕事にあたっていきたいと考えています。皆様もこの機会に何か「計」を。

古い手法ではありますが、「書初め」もお勧めです。市販の墨汁は使わず、硯に墨をすり、真っ白な半紙に筆で立ち向かうことで、背筋が伸び、精神統一もできて、新年を迎え気持ちを整えるにはお勧めです。（PTA等共済室：吉谷）